

## 平成29年度 第2回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成29年12月20日（水）午後2時30分～

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、河野 東、白石 則彦、田中美津江、日向 治子、宮澤 恭子  
（事務局）小島林務長、丹澤森林環境部次長、島田森林環境部技監、桐林森林環境総務課長  
金子森林整備課長、村山みどり自然課長、天野林業振興課課長補佐、  
鷹野県有林課長、保坂税務課長、森林環境総務課企画担当（3名）

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）平成28年度事業の実績について

（2）基金の管理状況について

（3）基金運営委員会における意見への対応等

（4）その他

4 閉会

6 議事の概要

（1）平成28年度事業の実績について

司会：

では、次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。

委員長：

それでは議事の1、平成28年度事業の実績について事務局から説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料1、各事業課長から資料2・3により説明）

委員長：

ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員：

私の解釈が間違っているのかもしれませんが、先ほど間伐・里山再生事業の説明がありました。私が承知していたのは奥地の山をこの事業で実施すると伺っていたような気がするのですが、道路から見える場所で実施するような説明がありました。たまたまここは啓発活動をするために、この税の事業を見せるために実施するということでしょうか。

森林整備課長：

里山再生事業は景観整備と共に、集落の近くの森林が動物のすみかになり、畑などが獣害の被害を受けることを防ぐため、広葉樹林等を整備するものです。名前のとおり里山を対象にしています。

委員：

間伐の説明は、少し気になります。

森林整備課長：

荒廃森林再生事業は、荒廃した森林をしっかりとした公益的機能が発揮できるような森林にするために間伐を行うということで、奥地や里山というカテゴリーではなく、林業経営はなかなか難しく森林所有者による整備ができないような、再生する必要がある所から選んで整備しています。

委員：

間違いということではなくて、私はむしろそういう所を啓発のために積極的にやっていただいて、こんなにきれいになったり、こんなに再生されるということをお見せすべきだと思っています。ただこの事業にあたっては、なるべくやりにくい所、奥地の方をやると当初伺っていたような気がします。私の勘違いでしたら申し訳ありませんが。

なぜかと言うと、私ども民間で実施している所で、この税事業をやるので、そこは民間でやっていただかなくて結構ですという所が何カ所か出てきました。そうすると私どもとしては一番近い所かボランティアが入りやすい場所を、むしろ私たちの民間のお金を使ってやるべきだと思っていて、そこが税と重なってしまうことは非常にもったいないと思います。そういう箇所が何カ所もありました。この税ではそういう所でない奥地の方を積極的に県で実施していくと伺ったような気がしていました。決して見える所をやってはいけないということではなく、むしろ先ほど言いましたように見える所をやって啓発事業に変えていくということは非常にいいことだと思っています。よく河野委員から私がこういうことをやり始めた当初、奥地でなく見える所で

やれ、見える所でやれば啓発になるということをお教えいただいた気がしています。こんなにきれいになるよというような啓発のために必要なことだと思うのですが、私はそういうように伺っていたものですから、やってはいけないということではなくて、やはりその辺のすみ分けがうまくできると、もっと有効的にできる気がしたものですから質問しました。

森林整備課長：

ありがとうございます。

企業の森などでもやっていただけるような場所があれば、なるべくそちらでやっていただくように調整をしていきたいと思っています。奥地という表現がありましたが、林業経営が成り立たないような条件が悪い場所を選定し、事業を実施しているというところでは。

委員長：

私から一つ伺います。資料の 2 の多様な広益的機能の維持・増進という中で、荒廃森林再生事業というのがあり、900ha 以上の森林を間伐中心にやっていて、事業費が全部載っていますが、箇所によっては作業道の開設や間伐、獣害防除等とが同じ場所と一緒になっています。作業道を入れたということは搬出をしたということだと思いますし、搬出をした場合には材の売り上げ等もあると思います。森林環境税は基本的に所有者の負担なしで、経営のしにくい所を中心に対象地にしていくという趣旨だと聞いていますが、このように搬出した場合、材の売り上げなどがどのように精算されているのか教えてください。

森林整備課長：

搬出した場合の処理ですが、こうした荒廃森林ですので、なかなか用材が取れるということはありませんので、チップ材として搬出されます。標準的なお話をしますと、チップ材で売れる金額というのは立方当たり 4,900 円ぐらいです。材を出して作業道の横に積むところまでがこの事業の対象になっていますが、そこから先、トラックに積み込んで運搬をする経費が 3,300 円程度掛かりますので、売り上げから経費を引いた利益分、大体標準的には 1,600 円ぐらいになります。その部分は補助から差し引くので、所有者の方には還元されない仕組みになっています。

委員長：

わかりました。ありがとうございます。

委員：

資料を見ると、私の住んでいる甲斐市では、全然ないくらい、ほとんど事業が入っていないのですが、それは何か順番などがあるのでしょうか。森林環境税について、私も地元の役員さんたちにお話したことがあるのですが、結構知らないという意見があります。森林環境税について説明しても、税を活用した山を見たこともなくて、本

当に知らないという方がかなり大勢います。私たちも説明しないというのがよくないのかなとも思うのですが、まだ森林環境税の意味が割合に知られていません。地域によってはたくさん使われている所もありますが、ほとんどうちのほうでは使われていないのではないのでしょうか。少し森林環境税の配分が不公平かなと思って質問させていただきました。

森林整備課長：

やはり地域によって荒廃森林の量が圧倒的に違うということがあります。特に甲斐市などの地域は比較的、条件のいい所が多いということと、森林自体もそれほど多くないこともあり、条件に合う所を順次実施しているところなので、そのように感じるのではないのでしょうか。

委員：

分かりました。場所がいいということですね。了解いたしました。ありがとうございました。

委員：

資料 1 の多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりというところの備考欄ですが、第 1 期実績が出ておりますが、第 1 期を総括して予定していた面積に対する実績値のパーセンテージは分かりますでしょうか。

また、平成 28 年度の全体的な達成率はそれほどでもないようですが、全体的に面積が減っているのは、コストによるものでしょうか。その辺りを教えてください。

森林整備課長：

まず計画と実績についてですが、荒廃森林再生事業については、計画が 4,640ha、これに対して実績が 3,911ha ということで、達成率は 84%になっています。里山再生事業につきましては計画が 500ha に対して、実績が 503ha ということで、ほぼ 100%です。広葉樹の森づくりについては、計画が 105ha に対して実績が 78ha ということで、74%になっています。平成 28 年度が少ないというお話でしたが、実は平成 24 年度から見ていただくと、24・25 年度には大雪があつたりして経費を繰り越しています。そのため、逆に 26・27 年度が多くなっています。大体平成 28 年度くらいの数字が、平均的な数字になります。

委員：

ありがとうございます。

委員長：

ほかに、質問、ご意見等ありませんか。

それでは議事を進めます。次に議事の 2 番、基金の管理状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

## (2) 基金の管理状況について

事務局：

(森林環境総務課長から資料4により説明)

委員長：

ただいまの説明について委員の皆さんからご意見、ご質問等ありませんでしょうか。私から一つ伺います。平成29年度の税収見込額や、神奈川県との共同事業負担金等が平成28年度に比べると少々増加しているように見えるのですが、これは景気がいいとか、納税者が増えたとか、そういった要因によるものでしょうか。

税務課長：

税収の見込額について説明いたします。

まず29年度の税収の見込額が増加した要因ですが、基本的に県内の人口は減少傾向にありますので、増えるということはありません。税収見込額が増えた一番の要因は、納税者の数が増えているということです。これはどういう意味かと言うと、森林環境税は、県民一人年間500円を負担していただいておりますが、均等割の一環として負担していただいております。そもそも住民税の均等割については、おおむね甲府市ですと単身者の方で96万5千円、それ以外の市町村ですと93万円という線が非課税かどうかの線になっており、このラインを超えた方から課税対象になるということです。そうすると、先ほど委員長が言われたとおり、所得が若干上向いておりますので、結果的に96万5千円ないし93万円というラインを超える方が増えたということです。

委員長：

ありがとうございます。

森林環境総務課長：

神奈川県の負担金についてですが、神奈川県とは29年度以降の事業費負担金として1年に2千万円ということで協定を結んでおります。平成28年度については、言わば清算のような形になっておりますので、その違いが表れています。

委員長：

もう一つ質問します。基金が増えるのは望ましい、喜ばしいことだと思うのですが、一方で、やりやすい所から手を着けていったことから、第2期に入り段々困難地での事業になり、徐々に経費が掛かり増しになってくるのではないかという気がするのですが、対象となる事業面積の見通しのようなものが分かりましたら教えてください。

森林整備課長：

平成 29 年度の事業計画量は荒廃森林再生事業が 853ha、里山再生事業が 94ha、広葉樹の森づくり推進事業費が 10ha となっています。経費的には奥地になるとお金が掛かるというよりは、場所に応じてどういう施業をするのかということによって金額が変わってくるという部分があります。今までの標準的な整備の仕方を勘案して平成 29 年度の予算は組んでいます。

委員長：

ありがとうございます。

委員：

神奈川県との共同事業ですが、こちらは神奈川県の水源環境税を活用した、いわゆる水源の森の再生ということで行っている共同事業だと思うのですが、これについては桂川流域の地域に限定されていると思うのですが、その辺の明記等がやはりありません。そうすると、見た時に全県的に使われているのではないかという誤解等が生じる可能性が少し出てくると思います。その辺のところは多分県同士の協議などにも係わると思うのですが、その辺のところを少しお知らせください。

森林環境総務課長：

今見ていただいている資料は森林環境保全基金の管理状況を見ていただいております。この場合、端的に言えば基金がどこから入って、どこに出るとい、お金の流れを見ていただいております。実際の事業等を紹介する時には桂川の流域整備に活用していることは紹介はしているところですが、この資料については、そうしたお金の出入りを示した資料となっています。

委員：

ありがとうございます。

神奈川県民会議の方たちに先日『木もれ日』を配らせていただいた時に、やはりその辺のところがよく見えないよね、と少し指摘されましたので質問させていただきました。

森林環境総務課長：

その点については事業を説明する際に、この負担金については神奈川県の水源環境税であり、桂川流域で活用しているということを説明していきたいと思っています。

委員：

よろしくお願いします。

委員長：

他にご意見、ご質問ありませんか。

それでは議事を進めさせていただきます。次に議事の3番、基金運営委員会における意見への対応等を議題とします。この資料については、新たに当日配付されたものですので、作成趣旨も含め、事務局から説明をお願いします。

(3) 基金運営委員会における意見への対応等

事務局：

(森林環境総務課長、及び各事業課長から資料5により説明)

委員長：

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

一つ伺います。多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりの二つ目の意見等のところで、民有林の搬出間伐実績というのがあって、造林費公共と、加速化の非公共の実績があるのですが、これは森林環境税を使っていない造林事業、間伐事業の実績ということでしょうか。

森林整備課長：

そのとおりです。

委員長：

こうした国の公共、非公共の間伐補助金等に森林環境税以外の県単独事業でかさ上げするという制度はあるのでしょうか。

森林整備課長：

国の造林費については、県の義務負担分というのが定められていますので、その義務負担分は上乘せをしています。県によってはそれ以外に上乘せしている所もありますが、本県では出しておりません。

委員長：

そうすると、森林環境税で森林整備、間伐をやった所は、10年か15年皆伐ができないなど、色々な縛りがあるわけですが、森林環境税を使わない補助事業、国やここに出てきた公共・非公共の分についてはそうした縛りがないということで、大きく分けると二本立てで実施しているという理解でよろしいですか。

森林整備課長：

造林補助事業の場合、5年間は制限・制約を受けるなどの部分はありますが、基本的にそのようなことになります。

委員長：

情報誌『木もれ日』を2万部発行しているということですが、どういう形で県民の皆さんに配布しているのか教えてください。

森林環境総務課長：

先ほどもお話ししたところですが、市町村や学校などにこちらからお送りし、例えば市町村窓口や市町村で様々なパンフレットを置いている所に置いていただくとか、関係団体に配布し、窓口等に置いてもらうといったような形を取っています。県民の皆様が気軽に来られる施設の玄関先のパンフレットなどを置くスペースなどにぜひ置いていただきたいと、様々な方々にお願いしています。また、県のホームページでも公開し、インターネット環境でも見られるような形にしています。

委員長：

ありがとうございます。

この環境税の事業についての県民の皆さんの認知度はどうなのでしょう。

森林環境総務課長：

昨年度、今年度から実施している第二次計画を策定する際に、県政モニターや各企業を対象に森林環境税に関するアンケートを取りました。その結果では、森林環境税の認知について、例えば県政モニター全員が知っているというようなことではなかったのですが、県政モニター・企業とも、「知っていた」または「聞いたことがある」を合わせた回答が半数以上となりました。一方、逆に「知らなかった」という回答が3割以上ぐらいありました。こうしたアンケート結果でしたので、もっとPRしていくべきではないかということで、私どもとしても先ほどご説明したように様々な機会をとらえ説明、PRを実施しました。また、先ほどの資料5でも紹介しましたが、この委員会で森林整備の実施箇所、この場所が森林環境税で整備したということが人の目に付くような看板を設置し、紹介すれば分かりやすいのではというご意見をいただいたので、資料5に写真を貼ってありますが、看板の設置を29年度から実施するなど、PRを色々していきたいと考えています。

県政モニター等に対するアンケートは、県庁全体でのアンケートという形になります。こういった計画の節目にモニターアンケートは採用されるのですが、採用され、またこうしたアンケートがもしできるということであれば、どのぐらいの認知度になっているのか、知られているのかというアンケートを、またやっていきたいと考えています。ただ県庁全体でのアンケートになりますので、今からの庁内検討になり、今日明日すぐにできるのか分かりませんが、そうした機会を捉えてどれほど森林環境税が浸透したかというアンケートをまたやっていきたいと思っています。

委員長：

ありがとうございます。

委員：

今のことですが、結構皆さん、500円徴収されているということについて、何気なく出している人が多くて、税の意味をあまり考えなくて、何かそんなお金あったよね、なんて言っている方も結構います。だからやはり市町村の広報誌などで、もう少し広く説明したらどうでしょうか。市町村の広報誌は皆さんよく見ますので、それを活用して浸透していった方がいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

森林環境総務課長：

確かにそのとおりだと思いますので、市町村にお願いするような形で、ぜひ広報誌に税事業の紹介をしてもらうよう働き掛けていきたいと思っています。ありがとうございます。

委員長：

意見等に対する対応を見ると、見学会をやったり、木もれ日を発行したり、看板を立てたりと、この運営委員会や、あるいはいろんな所の意見を通じて、県の森林環境部の皆さんができることは本当によくやられているというような感じがします。

今、回答にもありましたが、市町村や、県政全体というのは必ずしも林務の方々の影響が直接及ばない所ですので、色々難しいとは思いますが、こうした意見に対してよく対応しているのではないかと私は感じます。

ほかに何か皆さん、このことでご意見ご質問等ございませんか。

委員：

第2期の5箇年で搬出間伐が大体何haで、森林作業道が大体何百メートル、何キロという計画が出ていれば、教えてください。

森林整備課長：

5箇年計画の全体像は出していますが、その細かい工種については第1期と同程度ぐらいを想定しているというところで、各年場所ごとに具体的な計画を作っていきたいと思っています。

委員長：

ほかにこの資料5について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

#### (4) その他

委員長：

それでは議題の4、その他になっております。特に事務局からは具体的な議題はありませんが、委員の皆様からこの森林環境税に関して、あるいは県林政に関しても、何でも結構ですので、その他に該当するような何かありましたら発言をお願いします。

今、国の方で森林環境税が動いているようですが、具体的にどのようなようになっていて、もし国のほうでそれが具体化した場合に、県としてどのようなことになりそうかという辺り、もし何か現時点で分かることがありましたら、お話しいただける範囲で結構ですのでお願いします。

森林環境総務課長：

国の森林環境税ですが、税制改正大綱に関する新聞記事等に出ていているところであり、森林環境税の導入時期等については、平成36年度から課税、税率については年額千円とするとといった方向性は出ていているところです。

また、導入に向け今後具体的なメニューや、制度の作り方が示されるものと思います。特に今回の国の森林環境税については市町村が主体となる森林整備に活用するという形になり、なおかつ今の県の森林環境税と同じですが、個人住民税の均等割の枠組みを活用するという事になっていきますので、税としてはどのように収入をし、そして市町村にどのように譲与するかという、税の具体的な制度設計、事業としてどういうメニューが具体的にあり、それを具体的にはどんな形で進めて行くかという事業の具体的なメニューの成形に入っていくこととなります。

それについては国のほうから、まだ実はきちんとした説明等はなく、来年説明会を国の方で予定していますので、我々としても国の説明を十分に聞きながら、国の想定しているスケジュールに乗って、国の森林環境税に対して対応していきたいと考えています。今のところ、そういう状況です。

国の方では所有者が不明等の森林の整備を市町村が直接実施する形のメニュー設定を考えているところですが、それが具体的に県の森林環境税で実施していることと、どのように重なり合うかというのは、やはり具体的なメニューが出てこないと言えないところがありますので、先ほど言いましたように国の説明会を聞き、国のスケジュール等に沿いながら、本県の森林環境税にどのような影響が出るのか、またそれが出るのであればいつどのような形が出て、本県の森林環境税の改正をしていく必要があるのか、またその内容はどうすべきかということを検討し、当然この委員会にも意見をもらいながら、着実・円滑に国の森林環境税と本県の森林環境税がきちんと動いていけるような形で検討していきたいと思っています。

いずれにしろ、具体的なメニューを何しろ早く国から出してもらいたいということを今後予定されている説明会などでも要望しながら、早期に検討していきたいと考えています。今のところそのような状況です。

委員長：

ありがとうございます。

平成 36 年度から導入というお話でしたので、今回の県の第 2 期計画が平成 29 年から始まっていますが、この第 2 期の 5 年間は県の独自財源を活用していくという見通しだと理解してよろしいですね。

林務長：

少し補足させてもらおうと、国民一人ひとりから税を集めるということについては平成 36 年度からということですが、森林環境税として集めたものを今度は特別会計で管理して、森林環境譲与税という名前で市町村に、そして都道府県に届け配ることになっていて、その税自体の、譲与税の方が出てくるのは平成 31 年度からと言われています。それから段階的に平成 36 年度までは、仕組みとして、その平成 36 年度以降の収入に当たるものを見込んで借金をした形で実施し、事業自体は平成 31 年度から動かすということが税制改正大綱の中では書かれていますので、県の森林環境税は平成 29 年度から第 2 期を迎えており、国税の森林環境税による事業は平成 31 年度から一部動き出すということなので、今、委員長がおっしゃったように完全に平成 36 年度、第 2 期のあとということではなく、若干の重なりは起こることになっています。

委員長：

分かりました。確か 2024 年まで震災復興の均等割が千円課税されているので、課税するとしたらそれ以降だというような話は新聞で見ましたが、ただその税の支出と言いますか、事業自体はもっと前倒しでやるということですね。そういう意味では今回のこの第 2 期事業も、もしかしたら途中でそうしたものと重なりながら始まる可能性もあるということですね。分かりました。

技監：

少し補足させていただきますと、全国 37 府県で税事業をやっておりますので、これと重複しないようにということを出発点として、今、国に対して要望をしているところです。それぞれが成り立つような形で調整をお願いしたいという要望を、ほかの県、知事会等でもお願いしているところであります。

それから先ほど委員から質問のありました搬出間伐、作業道の計画は、第二期計画としてホームページで公開しています。ちなみに 3,850ha の 1 割、420ha が棚積みする集積、作業道は 67,400m となっています。そちらの県で公開している資料を参考にしてください。

委員長：

先ほどの説明でも、集積までして、あとは所有者が自己責任というか自分の判断で搬出するという理解だったのですが、そういうことでよろしいですね。

森林整備課長：

その集積ではなくて、間伐をして、そのまま切ったままにしておく場所に対し、棚積みをして下に落ちないようにする集積の数量です。

委員長：

なるほど。分かりました。

森林整備課長：

搬出数量の方は計画がないと説明したのですが、技監の説明のとおり、作業道の方は第1期実績とほぼ同様の67,400mという計画をしています。

委員長：

これも新聞情報ですが、森林環境税は日本中からすべからく納税者から集めるわけですが、森林の分布というのは必ずしも一様ではなく、納税者も必ずしも一様でないので、東京や神奈川など、人口の多い所は払うだけ払って、その税があまり下りてこないで、地域ごとに不公平ではないかという意見もあるそうです。ですからその配分の仕方や徴税の仕方、まだこれからいろいろ紆余曲折があるのではないかと新聞には書いてありました。

ですから平成36年度からということが先に決まっているようですが、なかなか先が見えない感じがします。何か全体を通じてありますか。

委員：

関係ないのかもしれませんが、私たちは森林の整備に対して民間資金の導入ということはこの15、6年一生懸命やってきたわけであり、森林環境税の導入に当たっては少なからず啓発活動の中で役に立ってきたと自負しているのですが、県でも推奨してきた企業の森は、ある程度終息してきている場所もあると思います。そうした時に、例えばCO2の固定量を計っていただくという制度もありますが、1年ごとに整備した所でないとだめだとか、いろんな事があります。企業の森も5年、10年と計画を立ててやってきたところが、そろそろ終息に向かっているのですが、それに対する総括といいますか、評価といいますか、そういうものを出していただければ大変ありがたい。

それと同時に企業の森の終わり方が非常に問題であって、いつ終わり、終息するのか、どこまでやればいいのかということが今私どもの課題になっているわけです。

例えば返還式を実施したらどうでしょうか。県有林などの場合には返還式という形で終わりを向かえた事例があります。支援してきていただいた企業に対しても、ただ単にずるずると終わっていくというのはしたくないので、民間の森林に対しても、10年ぐらいまでやってきていただいた所を、どういう形で終息するのか、何らかの形で評価的できる仕組みを県の制度として考えていただきたい。県でも企業の森を推進してきたわけですから、何かその終わり方について検討をしていただけると大変助かります。

みどり自然課長：

現在、企業の森については、コミッションの仲介で 36 箇所、オイスカの仲介で 8 箇所が活動しているという状況です。今いただいた意見は、特に民間企業が整備した企業の森の最後の終わり方ということですが、今まであまり実績もないようですので、これは宿題としていただくという形でよろしいでしょうか。

委員：

それと同時に企業の森が果たした役割と言いますか評価についても、今盛んに企業から求められています。数値化をするとか、いろんなことを言われており、なかなか難しいのですが、社会科学的見地から企業の森が与えたインパクトと言うか、どういう成果が上がったのかというようなことを、私どもも考える必要があると思いますが、やはり事業を推進してきた県も、ぜひ何らかの形で検討課題にさせていただけると非常に助かります。

そうすると、ほかの所で実施する時に、もっと民間資金の導入が推進しやすくなるのではないのでしょうか。何かずるずると終わってしまうことは、非常にもったいない気がしますので、そういう部分も含めて検討いただきたいと思います。

みどり自然課長：

分かりました。これも含めて宿題ということで、CO2 吸収認証など、全国でもかなり早い段階で取り組んでやってきた経緯もありますので、今まで企業の森が実施してきた実績などを、総括する仕組みを検討させていただきたいと思います。

委員長：

ほかに委員の皆さんから、何かどんなことでも結構ですので、この場でご質問ございませんか。

林務長：

白石委員長、どうもありがとうございました。

今日、今までの基金運営委員会の主な意見、対応状況等という資料を配らせてもらいましたが、平成 24 年度から始まってなかなか最初は新しい仕組みで実績が上がっていかない中、例えば PR の話などについても、現場に看板を立てたらどうだといった意見を皆さんからいただくなど、色々な意見やアイデアを提示していただき、それを取り入れながら何とか第 1 期を終えることができました。また引き続き色々なアイデアなどをいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

また本日、委員からいただいた神奈川県の話などにも留意しながら、平成 29 年度の事業はまだ終わっていませんので、これからに活かしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

委員長：

ほかに委員の皆さんから、何かございませんか。よろしいですか。

それでは議事については以上で終了させていただきます。

委員の皆さんには議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

司会：

白石委員長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきありがとうございました。

以上をもちまして本年度第2回の山梨県森林環境保全基金運営委員会を閉会します。

長時間にわたりありがとうございました。